

「障害者における扶養義務制度」に関するメモ

岡部 卓

障害者の自立生活を考える上で、扶養義務をどのように考えるか避けて通れない大きな課題の一つです。以下では、はじめに、障害者の自立生活と扶養の考え方について述べ、次いで、現行生活保護法における扶養の考え方と民法における考え方について、最後に、現行法への要望事項について述べます。

1 障害者の自立と扶養について

(1) 稼働収入・年金・手当等による所得保障

人は自立した存在であることを誰しも望んでいます。障害者においては援助付き自立も自立した生活であると考えています。そしてその生活を成り立たせる経済的基盤として稼働収入と年金・手当等の社会保障給付があると考えています。しかし、障害者は稼働収入と年金・手当のみで生活を支えている人ばかりではありません。障害者への雇用の場の不足あるいは雇用機会があったとしても十分な収入を得ることできないため、障害ゆえに貧困の悪循環に陥る場合などがあります。そこで、障害者の一定数が生活保護を受給し生活を維持している実態にあります。

(2) 扶養の範囲について

生活保護法による扶養の範囲は民法の規定をそのまま適用し、家族が相互に助け合う生活を前提として考えられております。しかし、時代の推移とともに扶養の実態と意識と乖離してきていると思われます。社会の変化に合わせて扶養義務の在り方について検討すべき時期にきていると考えます。

(3) 親族扶養について

現在の社会は長寿社会を反映して高齢者の多くいる社会です。そのため一組の所得のある夫婦が、子ども・親・祖父母などを扶養する実態にあります。

また、子どもが親を扶養するといっても、親の高齢期の期間が長きにわたり、扶養義務が生じる子どもの立場の者も高齢になる例があります。障害を持つ親がその子どもの世話になることの辛さについて当事者の口から聞くことがあります。

兄弟姉妹による扶養義務の実態も、高齢者にとっては兄弟姉妹に扶養を期待する人は少ないと考えます。また青年期の兄弟姉妹間に扶養が生じたとしても、それぞれの青年期を精一杯生きる中で、他の兄弟姉妹に経済的支援をする余裕がない場合が大多数であると考えます。

したがって、親族の範囲を可能な限り絞り込むよう新たな基準を検討すべきであり、その範囲を夫婦間および親と未成熟な子どもとの関係にすべきであると考えます。

一方、夫婦間でも親子間でも扶養義務を一律に同じように適用させるのにも問題があります。夫婦の一方が介護を必要としている場合や障害児を抱えている親の場合などに対しては、一定の配慮が必要であると考えます。また現在の生活保護制度の中で、他人介護と家族介護に格差を設けていますが、家族間の介護は当然とする考え方を改善しなければならぬと考えます。

(4) 広く別世帯の認識を持つ必要性

障害者は自立生活を望んでいます。障害者が家族（親）から自立して生活するために、生

活保護を受けやすくする必要があります。その前提として、援助付き自立の考え方を広く社会の中で受け入れ、家族から自立を目指す人を親とは切り離して別世帯として認識する発想が必要となってきます。

援助付き自立の例としてグループホームでの生活が挙げられます。グループホームへの生活保護適用は一部地域で認められていることもあります。グループホームの生活が可能な場合は、生活保護の適用を図ってもよいと考えます。

(5) 新たな家族の関係性に向けて

従前のような家族に頼る制度が維持され続けると家族そのものが崩壊し家族の基本ともなる絆の維持すら難しくなるのではないかと危惧されます。現行法で掲げる扶養義務者の範囲と程度・方法では現実との乖離が多すぎるのではないかと考えます。

2 現行法の規定と学会の整理

(1) 現行法の規定

・生活保護法4条2項において、民法の扶養義務者による扶養は、保護に優先すると規定しています。民法上の扶養義務者の範囲は、①絶対的扶養義務者（夫婦相互、未成熟子に対する親、直系血族相互、兄弟姉妹相互）および②相対的扶養義務者（3親等以内の親族）に分けられています。

・扶養の程度は、①絶対的扶養義務者のうち夫婦相互、未成熟子に対する親の関係を「生活保持義務関係」とし自らの最低生活費を超過する部分を、また①のそれ以外に当たる直系血族相互及び兄弟姉妹並びに②相対的扶養義務者の関係を「生活扶助義務関係」とし社会通念上その者にふさわしいと認められる程度の生活が損なわない限度を超える部分としています。

・扶養能力の調査は、『実施要領』（局4-1-2（1）～（5））において①絶対的扶養義務者の全員を対象に、②相対的扶養義務者においては現に扶養あるいは過去に扶養していた者などを対象に行なうことになっている。

・上記の点について、現行法制定に関わった小山進次郎（保護課長）は、扶養について次のような考え方を示しています。

①公的扶助と私法的扶養の関係について「公的扶助に優先して私法的扶養が事実上期待しつつも、これを成法上の問題にすることなく、単に事実上扶養が行われたときにこれを被扶助者の収入として取り扱うものである。」「なお、単に民法上の扶養といい、英国や米国の例に見られるように生活保持の義務に限定しなかったのは、わが国情が未だ其処迄個人主義化されていないからである。」（改訂増補『生活保護法の解釈と運用』）p120）としています。

②また扶養の程度と方法については「当事者間の協議による。」（同前p128）ことを原則とし、そのうち程度については「『扶養義務者の需要扶養義務者の身分及び資力その他一切の事情を考慮して定める。』がこの場合両者の関係が、夫婦や親子（未成年）のように扶養することが両者の身分関係にとって本質的な性質のものであるか、或いはその他の者相互間のように扶養ということを抜きにして両者の身分関係が考えられる性質のものであるかによって取扱が非常に違って来る点に注意すべきである。」（同前p128）。さらに方法については「引き取って扶養するか、或いは引き取らないで金銭又は物品を送って扶養するかの問

題であるが、一方においては扶養義務者の生活を崩さないこと、他方において扶養義務者の人権を尊重し、これに直接連なる限度において、その自由を尊重すべきことを常に念頭に置かなければならない。」（同前p129）としています。

（２）岩志和一郎先生（民法学者）及び仲村優一先生の整理

①民法学者である岩志和一郎先生（早稲田大学法学部教授）から資料が提示されております。別紙参照。

②仲村優一先生（日本社会事業大学名誉教授）は、『生活と福祉』（２００４年１月）誌上にて、扶養義務に言及されております。別紙参照。

３ 要望

以上のことから、下記の諸点を要望事項と致します。

- （１）扶養実態・意識から判断し扶養の範囲を夫婦間および親と未成年の子どもに限定すること。
- （２）障害者の自立生活を築くため生活保護を受け易くすること。例えば、グループホームの生活保護の適用を容易にすること。

平成 16 年 1 月 22 日

社会保障審議会－福祉部会
生活保護制度のあり方に関する専門委員会 殿

全国社会福祉協議会・心身障害児者団体連絡協議会
身体障害者団体連絡協議会
合同「扶養義務問題研究プロジェクトチーム」
委員長 岩 志 和 一 郎

要 望 書

私ども心身障害児者団体連絡協議会・身体障害者団体連絡協議会は、障害者を取り巻く扶養義務の問題を改善するために、昨年度より「扶養義務問題プロジェクトチーム」を編成し、検討を進めているところです。

今年度、社会保障審議会－福祉部会「生活保護制度のあり方に関する専門委員会」が立ち上がり、扶養義務をとりあげるとの報道を得て、保護基準などの動向と合わせて、扶養義務の観点からも貴委員会の動向に関心を寄せております。

本来、障害者の自立生活は、就労による収入および年金や手当などにより確保されるべきと私どもは認識しておりますが、現実的には多くの障害者が生活保護によって生活を支えざるを得ない状況にあることを前提にしつつ、扶養義務の観点から要望をまとめて見ました。

生活保護の適用にあたっては民法の扶養義務の制度を前提として組み立てられていることはご承知の通りであります。この適用にあたって、障害者の家族であるわれわれから見ると、多くの問題があるように思えます。また、生活保護制度のみならず、福祉制度全般においても、まず民法の扶養義務を前提としているものがほとんどで、例えば精神障害者保健福祉法では、扶養義務と保護者規定をリンクさせているなど、問題があると私どもは考えております。私どもは、それぞれの福祉制度は、それぞれの福祉制度の趣旨や運用実態、移り行く社会の変化に合わせて、独自の扶養関係が検討されてしかるべきと考えております。

今回は、私共の研究班のテーマであります扶養義務の観点という限られた分野からの要望ですが、貴委員会の検討の場でご審議頂ければ幸いです。

記

1. 生活保護制度の前提にある民法の扶養義務規定重視の考え方を転換させ、扶養義務の範囲を可能な限り絞り込むように新たな基準を検討してください。私どもは、生活保護制度における扶養の範囲は、夫婦間および親と未成年な子どもとの関係に絞り込むべきものと考えます。
2. 障害者にとって自立生活を構築することは悲願です。障害者が家族（親）から自立して生活するために、生活保護が受けられ易いようにして下さい。例えば、グループホームの生活者にも生活保護が適用され易くして下さい。

以上

【扶養義務問題研究プロジェクトチーム名簿】

青葉 紘宇（全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会・前事務局長）

飯島 勤（全日本手をつなぐ育成会・事務局長）

岩志和一郎（早稲田大学法学部教授）

内田 隆夫（全国重症心身障害児（者）を守る会・運動推進部事務局長）

大島 謙（日本知的障害者福祉協会・常任理事）

岡部 耕典（全日本手をつなぐ育成会・政策副委員長）

笹川 吉彦（日本盲人会連合・会長）

柴田 洋弥（日本知的障害者福祉協会・政策委員長）

武末 和也（全国肢体不自由児・者父母の会連合会・理事）

茶圓 光彦（全国重症心身障害児（者）を守る会・常務理事）

橋本 利成（全国肢体不自由児・者父母の会連合会・業務課主任）

松友 了（全日本手をつなぐ育成会・常務理事）

森 祐司（日本身体障害者団体連合会・事務局長）

山本 衛（日本自閉症協会・常務理事）

良田かおり（全国精神障害者家族会連合会・相談室長）

1 扶養義務者の範囲に関する民法学者の議論

(1) 民法 877 条に、扶養義務者に関する規定を置いています。民法上の扶養は、この規定が示すように扶養義務者とされるのが要扶養者の一定範囲の親族であることから親族扶養とよばれ、また社会保障制度として行われる生活援助（公的扶養）と区別して、私的扶養と呼ばれています。

(2) 民法 877 条は、①第 1 項で直系血族および兄弟姉妹の、②第 2 項で三親等内の親族の扶養義務を定めています。しかし、夫婦の扶養義務については 877 条には規定はありません。夫婦は同居協力関係にある存在であることから、民法はその義務をいっそう強化して、752 条で「扶助義務」として定めています。

(3) (2)②の親族は、特別の事情がある場合に家庭裁判所の審判によって扶養義務を負わされることになるものです。この「特別の事情」はきわめて厳格に判断されるべきものとされ、現実には扶養義務が認められたケースはきわめて少数です（泉・309 頁等）。

(4) (2)①の親族において、扶養義務の順位は定まっていません。扶養義務者たる複数の親族がある場合に誰が現実には扶養するかは、当事者間の協議で、もし協議が調わないときは家庭裁判所の審判で定まります。ただ、このような当然の扶養義務者の範囲に、兄弟姉妹を直系血族と同列に含めている立法例は珍しく、それゆえ以前から批判も少なくありません（我妻・405 頁、泉・308 頁、深谷 176 頁、鈴木=唄 221-222 頁、上野 522 頁等）。また、この点については、すでに昭和 34 年の法制審議会身分法小委員会でも将来の改正に向けた案として以下の 3 案が示され、乙案が多数の支持者を得ています（再改正解説 193 頁）。

甲案 現行法どおりとする案

乙案 兄弟姉妹については、家庭裁判所が特別の扶養義務を負わせたときに扶養義務が発生するものとする案

丙案 特別の事情があるときに家庭裁判所が扶養義務を負わせることができる者の範囲を兄弟姉妹及び 1 親等内の姻族とする案

2 公的扶養と私的扶養の関係について

(1) 生活保護法に補充性の原則があることから、私的扶養が優先することは認めるが、それは私的扶養が可能であれば公的扶養は全面的に劣後することを意味するのではなく、私的扶養がなされればその限度で公的扶養の必要が減ずることを意味するに過ぎないとする見解（久貴・315 頁、二宮・140 頁等）が有力です。

(2) さらに、親族扶養の根拠は「社会保障と私的扶養の歴史的経緯に基づく役割分担政策」にあるとし、現実には存在する社会的合意の範囲を超えて法的に扶養を強制することはできないとする主張もあります（上野 522 頁）。

(3) また、生活保護法の絶対的扶養義務者、相対的扶養義務者という概念付けについても、批判があります（深谷②399 頁）。扶養義務は 877 条 1 項で当然に生ずるのではなく、877 条 1 項に示された親族関係が扶養義務を課する根拠となりうるというに過ぎません。